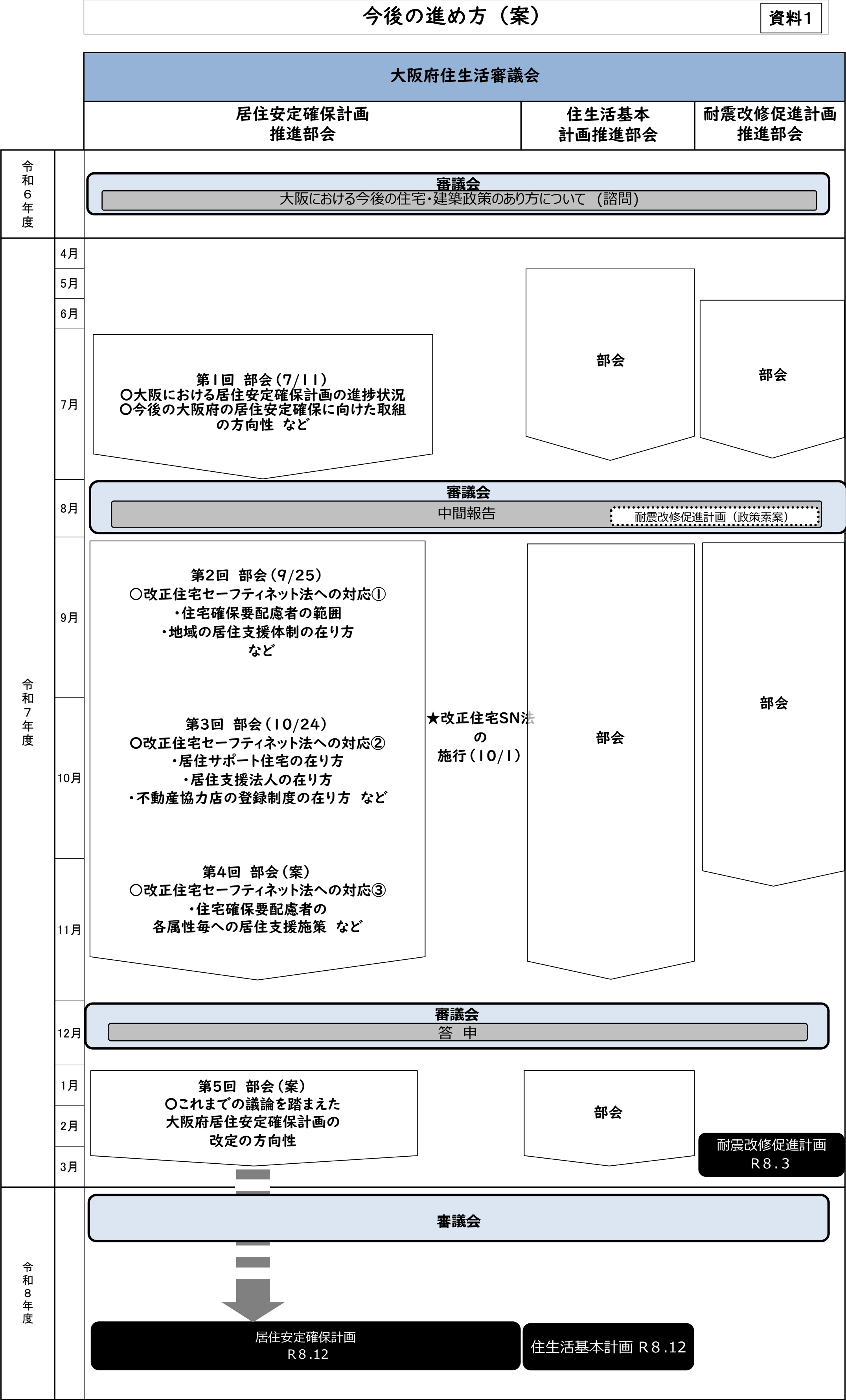




大阪府居住安定確保計画（R3.12）

目 次

第 1 はじめに

第 2 現状及び課題

1 全ての住宅確保要配慮者に共通する居住支援

- (1) 住宅セーフティネット制度
- (2) セーフティネット住宅
- (3) 居住支援法人
- (4) 協力店・相談協力店（不動産店）
- (5) 居住支援協議会

第 2 回 部会で議論

- ・ 論点①住宅確保要配慮者の範囲

第 3 回 部会で議論予定

- ・ 居住セーフティ住宅、居住支援法人、不動産協力店

第 2 回 部会で議論

- ・ 論点② 地域の居住支援体制の整備に向けた各主体の役割と施策連携

第 4 回 部会で議論予定

- ・ 各属性毎への居住支援施策など

2 住宅確保要配慮者の属性ごとの居住支援

- (1) 高齢者世帯
- (2) 障がい者世帯
- (3) 子育て世帯
- (4) 外国人世帯
- (5) 性的マイノリティ及びその他の住宅確保要配慮者

第 3 施策の推進について

1 全ての住宅確保要配慮者に共通する居住支援

- (1) 住宅セーフティネット制度
- (2) セーフティネット住宅
- (3) 居住支援法人
- (4) 協力店・相談協力店（不動産店）
- (5) 居住支援協議会
- (6) 連携、情報共有の強化
- (7) 公的賃貸住宅の活用

第 2 回 部会で議論

- ・ 論点①住宅確保要配慮者の範囲

第 3 回 部会で議論予定

- ・ 居住セーフティ住宅、居住支援法人、不動産協力店

第 2 回 部会で議論

- ・ 論点② 地域の居住支援体制の整備に向けた各主体の役割と施策連携

第 4 回 部会で議論予定

- ・ 各属性毎への居住支援施策など

2 住宅確保要配慮者の属性ごとの居住支援

- (1) 高齢者世帯
- (2) 障がい者世帯
- (3) 子育て世帯
- (4) 外国人世帯
- (5) 性的マイノリティ及びその他の住宅確保要配慮者

第 4 回 部会で議論予定

- ・ 各属性毎への居住支援施策など

第 4 参考資料

- ・ 大阪府住宅まちづくり審議会居住安定確保計画推進部会
委員・専門委員及び専門家名簿
- ・ 大阪府住宅まちづくり審議会居住安定確保計画推進部会審議経過
- ・ 法定計画について

今後の進め方について（案）

（１）高齢者、障がい者の住まい

【委員の主な意見】

- ・高齢者住まい法等がそんなに大きくは変わっていないということもあり、住宅セーフティネット法の改正が今回、計画改定に一番聞いてくるとのことだと思うが・・・（中略）・・・前回改定時のサ高住の議論から、居住支援の方の議論に随分と主軸が移ってきているように思いますが、サ高住の方をこれからどうしていくのかというところが、大きな課題になるんじゃないかと思っている。
- ・サ高住と同じ住宅型有料老人ホームなど、おなじような規模で動いているので、そのあたりが府内でどう分布しているのかなどの資料があればよい。
- ・障がい者の住まいが施設から在宅へ、在宅の方はグループホームという形に移ってきているので、グループホームがどういうふうに供給・立地されているのか、あるいは、住戸数が伸びているのかどうか等の資料もあると、議論のテーマになりやすいのではないかと思った。

⇒第４回 住宅確保要配慮者の属性毎の居住支援施策で議論いただく予定

（２）改正法に新たに追加された住宅確保要配慮者

【委員の主な意見】

- ・新たに追加された方々は、複雑な状況にある方々だと思うので専門家との連携が一層必要になる状況で、支援団体がどういった課題認識を持っているのかなども抑えて、支援の届け方、どういう支援や窓口の置き方、情報発信の仕方をしていくのかも議論になると思う。

⇒第４回 住宅確保要配慮者の属性毎の居住支援施策で議論いただく予定

（３）住宅と福祉の連携

【委員の主な意見】

- ・生活困窮者自立支援法改正で住宅支援コーディネーターが一元的な窓口になると思うので、各行政でどのような配置がされているのか、また、各自治体の住宅部局と福祉部局の庁内連携の状況などそのあたりの実情がわかるような資料があればよい。

⇒第２回で市町村へのヒアリングを実施。引き続き市町村等の庁内の連携状況などを把握していく

今後の進め方について（案）

（４）セーフティネット登録住宅に関して

【委員の主な意見】

- ・セーフティネット登録住宅について数だけでなく、マンションが選ばれているのか、空き家を活用しているようなところなのか、などどのようなものが供給されているか状況がわかる資料があれば議論を進めやすい。
- ・大阪府はセーフティネット登録住宅が全国で一番多く先進的だと思うが、逆に多いと実態がどうなっているのかの現状の把握が必要。
- ・セーフティネット登録住宅など実際にこの基準で物件が動いているんだろうかというあたり。結局、家賃の方が効くとか、あるいは耐震性能というところがネックになってるんだというようなことがある。

⇒今回（第３回部会）「論点１：居住サポート住宅の在り方について」で議論いただく予定

（５）居住支援法人に関して

【委員の主な意見】

- ・（国の居住支援法人の調査に）、居住支援法人の見守りをしているとか、安否確認しているのはどのくらいかっているのは入ってなかったか。その大阪府版があれば入居した人の内数でどれくらいの人が居住の安定の確保につながっているかがわかるような定性的というかどうかはあるがそのような指標はあるのかもしれない。

⇒今回（第３回部会）「論点２：居住支援法人の在り方について」で議論いただく予定

（６）目標設定に関して

【委員の主な意見】

- ①福祉側から言わせると、入居件数じゃなくてどのくらいそこに居住できた人がいて、継続したかっていうことも大事だといわれる。居住支援法人の調査で出てくる数字が多いと思うので、自分が入居を支援した世代がどれだけ長くそこに住み続けられたかとか、途中で夜逃げした人とか、死亡された方とか途中退去の方も結構多いそうなので、そういった意味からすると安定した居住が得られたかどうかということがわかるような、データが取れるといいなと思う。
- ②（現計画の目標値の設定の考え方として）公営住宅の募集戸数や、公的賃貸の入居戸数等から家賃５万円以下の新規入居戸数から設定されているが、家賃見直しがあったりするので、この基準でよいのかどうかという点で５万円以下の新規入居戸数がベースとして、どのくらいあるのかということも押さえておく必要がある。

⇒①入居後の継続については把握することが困難なため、見守りや安否確認を支援業務とする居住支援法人数を今回提示

②目標の「住宅確保要配慮者の入居契約件数」の把握方法も含め、第４回部会で議論いただく予定